

第 55 号	関西圏大学非常勤講師組合	2018年5月13日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

- ・無期契約への転換権の行使を p. 1
- ・立命授業担当講師の一部を救済する方向へ p. 2
- ・京都産業大学と団体交渉 p. 2～3
- ・大阪大学と首都圏組合と共同で団体交渉 p. 3
- ・花園大学と団体交渉 p3～4

無期労働契約への転換権を行使しよう!!

今年4月から労働契約法18条に基づいて、同一大学で通算5年を超えて更新を繰り返している非常勤講師は、大学に対し無期労働契約への転換の申し入れをすることができます。申し入れに基づき実際に無期契約に転換されるのは2019年4月からになります。

現在の1年有期契約から無期契約に転換されれば、次年度の雇用への不安は少なくなります。現在の1年有期契約であっても更新が繰り返されていれば次年度の契約への期待権が発生し大学は正当な理由がなければ雇止めはできません(労働契約法19条)。しかし、有期契約から無期契約になると大学が契約を解除しようと思えば雇止めではなく、解雇する必要があります。大学は、雇止めと違って解雇するには社会的に見ていっそうの合理的理由の必要と回避努力義務が発生し契約解除はいっそう難しくなります。

現在、2013年3月以前から当該大学に勤務している非常勤講師で今年4月から無期

関西圏大学非常勤講師組合執行委員会

転換権の行使が可能な大学は、神戸大学、龍谷大学、立命館大学、近畿大学、甲南大学、阪南大学、大阪電気通信大学、大阪工業大学、摂南大学、花園大学、大阪大谷大学などの大学です。「大学教員任期法」「研究開発能力強化法」など5年を10年に読み替える「特例」を非常勤講師に適用し、5年延長しているその他の大学でも無期転換権の行使の申し入れは現在でも可能です。組合は「特例」の適用に反対しています。

なお無期契約に転換されても専任教員並みの労働条件になるわけではありません。あくまで契約が1年契約から無期契約になるだけで、それ以外は今までと何ら変わりません。厚労省も賃金などの労働条件は変える必要はないと言っています。労働条件の改善は団体交渉で粘り強く要求していかなければできません。また、無期労働契約となっても減ゴマされる可能性も残っています。不当な減ゴマについては組合にご相談ください。

雇止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org

立命館大学、通算5年規定で雇い止めの 授業担当講師を救済する方向へ！！

授業担当講師制度の廃止、および今年 3 月で雇止めを通告された授業担当講師の救済を要求して、ユニオンぼちぼちと共同で団交をおこないました(2月13日、3月28日)。

2月の団交では、法人側は、①授業担当講師制度の廃止はしない。②今年 3 月で雇止めとなる当該に対しては、その理由を説明してこなかったことを認め、雇用継続を含め何らかの対応をすると約束しました。この雇止めは、2016年に作成された就業規則を2013年までさかのぼって適用したために生じたものです(なお、団交の詳細については組合員には内部ニュースで報告しています)。

3月の団交でも、引き続き、制度の廃止と法人が把握していない当該に対する救済を要求しました。法人が把握していない当該が多数あるとみられるので、それらの当該にも連絡し、対応するということになりました。この対応の内容は、「2018年後期以降の授業の

委嘱もしくは金銭解決を含む」というものです。その後、法人から「運用上の課題があることは認識している。課題克服に向け検討を開始し、場合によっては制度の改善を検討する」との連絡がきました。

当該の個別面談も同時進行していますが、当組合はあくまで制度の廃止を要求しています。

この間、立命の先端総合学術研究科の院生会が制度に反対する声明を出しました。大学院を修了して授業担当講師になったとしても、5年後は確実に失職します。生活手段のみならず、研究環境も失うこととなります。いくら授業の評判が良くても雇止めされるわけですから、学生にとってもメリットはありません。

なお、5月23日に共同団交を予定しています。
(文責 長澤)

京都産業大学と団体交渉

2013年4月1日付で施行された労働契約法第18条は同年より契約更新を繰り返し5年を超える有期雇用労働者に無期雇用契約への転換申込み権を認めており、2013年以前から継続雇用の非常勤講師は今年4月以降に無期転換が可能になります。しかし無期転換逃れの目的で任期法や研究開発力強化法の5年を10年に読み替える「労働契約法の特例」を悪用して非常勤講師を契約

更新10年上限にする大阪大学などは、労働契約法の「有期雇用労働者の雇用の安定」という法の趣旨を逸脱しています。

京都産業大学も今年の4月から就業規則を改正して非常勤講師に任期法を適用し、契約更新10年上限を決めました。ただし、この10年というのは、2018年からカウントして10年ではなくて、2013年以前から雇用の非常勤は、2013年からカウントして10年です。

立命館大学の授業担当講師制度の通算5年規定と同じく無期転換逃れの問題があるため、京産大と2月27日に京産大教職員組合のオブザーバー参加の下で団交をしました。「なぜ2013年から以前の方は、そこから数えて10年なのか」と追及したところ、常務理事が「いや、2013年からカウントするのは、早く無期転換を迎えてほしいからだ」ということを

言い出しました。依然として10年上限規定は変えませんが、「いや、それは、問題がある非常勤講師に無期転換させないためのもので、原則は無期転換するんだ」という流れでした。今後は管轄の労基署や京都労働局を活用して対処していきたいと思います。

(文責:新屋敷)

大阪大学と首都圏組合と共同で団体交渉

東大など非常勤講師を業務委託としてきた国立大学もその労働者性を認める流れですが、唯一逆らっているのが大阪大学です。1月23日に首都圏大学非常勤講師組合と共同団交し、「阪大ルール」の悪質性を再確認しました。非常勤講師やTAやRAやアルバイトは民法656条の「準委任契約」で「労基法上の労働者でも労働契約法上の労働者でもないが、労働組合法上の労働者に該当する可能性はあるので、組合からの団体交渉には応じている」のが阪大です。学校教育法も無視しており、「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」という文部科学省の平成18年1月付通知は学長の権限の下で個々の教員が授業を行うこと、教育にあたる教員への人事権、懲戒・分限権、指揮・監督権を大学が有することを求めています。しかし、「非常勤講師は労基法上の労働者で

はなく指揮命令系統にはないが、準委任契約の履行の責務を負っており、学校教育法上問題はない」との回答でした。また阪大は、2004年法人化以降非常勤講師やTAやRAやアルバイトを過半数代表者選出から排除しており、阪大の3キャンパスの過半数代表者は「非常勤講師も2018年度の過半数代表選に参加させるべき、準委任契約と称しているが実際は労働者だ」と大学に要求しました。団交でも非常勤講師を過半数代表選に入れた場合の対応を聞くと「非常勤講師が参加した過半数代表者選出は不適切であり、そのような選出による過半数代表者は認められないので、非常勤講師を排除した過半数代表者選出を要求することになる」との回答。今後は国会議員への陳情や管轄の労基署や労働局の活用を考えています。(文責:新屋敷)

花園大と5年上限問題で団体交渉

4月26日に花園大学と無期転換および5年上限問題についてユニオンぼちぼちと共同で団体交渉をしました。

2013年以降、勤続5年以上の非常勤には

無期転換申込み権が発生します。大学は学内HPにそのことを載せてはいるが個別の周知義務はないと主張したので、組合は周知徹底するように要求しました(組合もチラシを

作成し、メールボックスに配付する予定です)。

しかし、2018年4月以降に初めて雇用された非常勤は一年更新で上限4回までで雇止めとなります。大学の都合により、それ以降も更新できた場合は、無期転換の申込み権が発生しますが、それは例外扱いです。

この問題と並んで、別の問題も明らかになりました。花園はこれまで就業規則自体がなかったため、今年初めて雇用契約をした人に5年上限の説明をしていません。就業規則を労基署に提出したのは4月12日だとわかり

ました。すると、5年上限を適用される当該とは契約のやり直しをしなければならなくなります。「再契約時点で当該から何らかの苦情が出ればどうするのか」との質問に、「仮定の話なのでここでは答えられない」としつつも、検討すると回答しました。

団交で、法人側は正直にも「今後、多くの人に無期転換されると困るから」5年上限にしたと述べました。これは脱法行為ですと白状したようなものです。現在、再契約時の対応について、検討結果を照会しているところで
(文責 長澤)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(-)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)